参考資料２

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【平成 29 年３月策定】の概要

１　計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づき、本市の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を定めるもの。国の指針では、概ね５年ごとに計画の改定を行うこととされているため、平成２４年３月に策定した計画の改定を行う。

今後、３用地２清掃工場運用体制へ移行する本市の状況を踏まえ、３Ｒのさらなる推進や環境負荷の低減など、前計画の考え方を踏襲しつつ、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみ減量・再資源化を目的に改定を行う。

２　基本理念・基本方針

【スローガン】　「もったいない」の心で、１日 18g のごみ減量　～「焼却ごみ 1/3 削減の達成」から第 2Round へ～

【基本理念】

全員参加型
３Rによる
未来へつなぐ
低炭素・循環型社会
の構築

【基本方針】

1. １人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します。
2. 再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。
3. 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靭なごみ処理システムの構築を目指します。

３　計画期間と数値目標

（１）計画期間　　平成２９年度から令和１３年度まで（１５年間）
※新清掃工場等の施設整備計画と整合性を図るため、計画期間を１５年間とする。

（２）数値目標　　基本理念の達成状況を把握する指標として、以下の５項目を数値目標として掲げる。

	平成 27 年度（実績）	令和２年度（計画）	令和２年度（実績値）	令和２年度（達成）	令和 13 年度（目標）
総排出量※	367,489ｔ	**368,788ｔ**	**334,900ｔ**	○	354,000ｔ以下
焼却処理量	252,836ｔ	**241,861ｔ**	**235,156ｔ**	○	235,000ｔ以下
再生利用率	32.6%	**35.4%**	**32.1%**	×	38.0%
最終処分量	21,450ｔ	**22,303ｔ**	**17,397ｔ**	○	13,000ｔ以下
温室効果ガス排出量	89,814ｔ	**81,517ｔ**	**82,525ｔ**	×	78,000ｔ以下

※市民１人１日あたりの家庭系ごみ排出量

平成２７年度（実績）	令和１３年度（目標）	**※令和２年度（実績）**
５１３ｇ	４９５ｇ	**５０２ｇ**

１８ｇの減量

４　目標達成に向けた施策展開

３つの基本方針に基づき２７の事業を展開し、２７事業のもとで１４２の施策を実施する。

基本方針	事業分類	NO.	具体事業
1	ルール	1	ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大
	情報提供	2	３Ｒ教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化
		3	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進
	動機づけ	4	料金の見直しによるごみの排出抑制
		5	生ごみの排出抑制の推進
	行動	6	国及び他自治体との連携
		7	きれいなまちづくりの推進
		8	不法投棄の防止
		9	Ｃ－ＥＭＳによる市庁舎等における率先した３Ｒの推進
2	ネットワーク	10	市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援
	分別の徹底	11	ごみ排出ルールの遵守・指導徹底
		12	事業所ごみの排出管理・指導の徹底
	分別の推進	13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
		14	剪定枝等の再資源化の推進
		15	生ごみの再資源化の推進
		16	清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施
	分別の拡充	17	さらなる再資源化品目の検討・推進施策
3	収集運搬	18	収集運搬体制の合理化
		19	ごみ出し支援サービスの実施
	再資源化	20	民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築
		21	焼却残渣の再生利用の推進
	焼却処理	22	焼却処理施設の長期的な運用計画の推進
	最終処分	23	最終処分場の適正管理
	システムの検討・構築	24	安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備
		25	安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備
		26	安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備
	適正処理困難物	27	適正処理困難物等の処理推進

※　令和２年度における各施策の進捗状況

進捗段階	計画	進捗	説明
実施・継続実施	130	118	新規に実施される段階、継続実施される段階
施行（モデル事業等）	2	3	本格実施に向けて施行段階
周知	0	1	実施に向けて周知をする段階
検討・準備	7	11	検討・準備段階
見直し	2	8	事業の休止・停止等に伴い見直しを行う段階
合計	141	141	

５　計画の推進・管理

（１）計画・目標の共有化

市民・事業者・市の３者が本計画に対して理解を深め、主体的かつ積極的にごみ減量・再資源化に向けた取り組みを推進していくため、本計画を広くＰＲするとともに、分かりやすく説明する。

（２）毎年度の進行管理

計画を着実に推進するため、計画目標及び個別事業の進捗状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、必要に応じて個別事業の見直しや改善を行う。

（３）中間目標年度における計画全体の評価と見直し

概ね５年ごとに計画を改定することとし、中間目標年度である令和３年度を目途に計画全体の評価と見直しを行う。